

ハレルヤ保育園 重要事項説明書

1 運営主体

| | |
|-----------|---------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 白百合会 |
| 所 在 地 | 和光市新倉 5 丁目 9 番 92 号 |
| 電 話 番 号 | 048-451-5300 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 國分イツキ |

2 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 施 設 の 名 称 | ハレルヤ保育園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 和光市新倉 5 丁目 9 番 92 号 |
| 連 絡 先 | 電話番号 048-451-5300 FAX 048-451-5330 |
| 管 理 者 | 園長 宮崎芳江 |
| 対 象 児 童 | 子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により保育の必要性の認定を受けた、小学校就学前（満6歳未満）の児童 |
| 利 用 定 員 | 60人 |
| 開 設 年 月 日 | 平成19年 6月 1日 |

3 事業所の運営方針

ハレルヤ保育園（以下「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- 当園は、法令等を遵守し、事業を実施するものとしします。

4 利用定員

| 利用定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (60人) | 5人 | 8人 | 10人 | 11人 | 13人 | 13人 |

保育は年齢毎のクラス編成とする。ただし異年齢にまたがるクラス編成をすることもあります。朝夕の園児の少ない時間帯は、全クラス一緒または、0～2歳児、3～5歳児に分けて保育をおこないます。今年度は状況によって、日中でも0～1歳児、2～3歳児、4～5歳児を2クラスずつ一緒に保育を行う場合があります。

- 0～1 歳児 お部屋をつなげておりますので、状況に応じて一緒に保育致します。
- 2～3 歳児 午前中は、歳児保育とし、午後お昼寝後一緒に保育する予定です。
- 4～5 歳児 2 部屋に分けて 2 クラス一緒に保育を行う予定です。
 1 部屋は、テーブルを置いています。(静活動時使用)
 1 部屋は、広いスペースを確保しました。(動活動時使用)

5 建物の規模等

| | | | | |
|--------------|----------------|------------------------|-----------------------|------------------------------|
| ・敷地 | 敷地全体の面積 | 1075.56 m ² | | |
| | 上記のうち 園庭の面積 | 155.53 m ² | | |
| ・園舎 | 構造 | 木造 1 階建て | | |
| | 延床面積 | 462.55 m ² | | |
| ・保育室等 の面積 | 区分 | 部屋数 | 面積 | 備考 |
| | 乳児室 | 1 室 | 9.9 m ² | |
| | ほふく室 | 1 室 | 19.08 m ² | |
| | 保育室・遊戯室 | 3～6 室 | 190.43 m ² | 状況により保育室 をつなげることも あります |
| | 調理室・調理設備 | 1 室 | 28.43 m ² | |

6 職員の設置状況

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

| 職 種 | 員数 | 員数の内訳 | | 備考 |
|-------|----|-------|-----|----|
| | | 常勤 | 非常勤 | |
| 施設長 | 1 | 1 | 0 | |
| 保育従事者 | 15 | 10 | 5 | |
| 調理員 | 3 | 2 | 1 | |
| 事務・用務 | 3 | 2 | 2 | |

※ 当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、厚生労働省令に定めのある最低基準を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動等に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|-------|---|
| 施設長 | |
| 保育士 | 勤務時間帯 (7 : 00 ~ 16 : 00) (8 : 00 ~ 17 : 00) (9 : 00 ~ 18 : 00) (10 : 00 ~ 19 : 00) |
| 保育従事者 | 勤務時間帯 (7 : 00 ~ 19 : 00) 土曜 (7 : 00 ~ 18 : 00) |
| 調理員 | 7 : 00 ~ 16 : 00 |

※ 各保育士の勤務日及び勤務時間帯は、勤務ローテーションにより異なります。

※ 業務の都合上、勤務時間が上記と異なる時間帯になることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は保育を行いません。

8 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

9 保育を提供する時間

(1) 開所時間

当園の開所時間は次のとおりです。

| 開所時間 | |
|---------|-----------|
| 月曜日～金曜日 | 7時から19時まで |
| 土曜日 | 7時から18時まで |

(2) 保育を提供する時間は、保育時間の認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定に係る保育時間

(ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において18時以降に提供する保育は「延長保育」とします。

イ 保育短時間認定に係る保育時間

(ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において、上記(ア)の時間を超えて提供する保育は「延長保育」とします。

10 提供する保育等の内容

当園は、国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。子どもたちが

共に学び合い、成長し合い子どもの社会性や協調性、思いやる気持ちなど、生きる力を育てていくため異年齢と一緒に保育を行う場合があります。

(1) 保育標準時間及び保育短時間の保育

(2) 延長保育

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 (時) | 昼食(時) | 午後間食 (時) | 延長軽食 (時) |
|------|-------------|---------|-------------|-------------|
| 0歳児 | 9:15 頃 | 10:45 頃 | 14:45 頃 | 18:00 頃 |
| 1歳児 | 9:15 頃 | 11:00 頃 | 15:00 頃 | 18:00 頃 |
| 2歳児 | 9:15 頃 | 11:00 頃 | 15:00 頃 | 18:00 頃 |
| 3歳児 | | 11:15 頃 | 15:00 頃 | 18:00 頃 |
| 4歳児～ | | 11:30 頃 | 15:00 頃 | 18:00 頃 |

※ 毎月の献立表は、別途お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは事前に当園に報告してくだ

さい。(報告には、この説明書末尾の保護者からの連絡事項をお使いください。)

(4) 一時保育事業 (今年度は、休止致します)

1 保育の種類 (利用条件)

非定型保育 (保護者の労働、職業訓練、就学等を理由に1週間に3日までの保育)
※最長6か月の予約ができます。

2 対象児童

- ・市内在住の児童で集団保育が可能で通所ができること
(与薬が必要なお子様は、利用できません。)
- ・満1歳から就学前までの児童 (認可保育園在園児の利用はできません。)

3 定員

1日3名

4 休業日

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始 (12月29日から1月3日まで)

5 利用時間と利用料

一日保育料: 8時30分～16時30分・・・3,000円
(昼食、おやつ代・布団乾燥料込み)
半日保育: 8時30分～12時30分・・・1,500円 (昼食込み)
12時30分～16時30分・・・1,500円 (おやつ代込み)

※予約時間を超過した場合は、超過料金をいただきます。

<超過料金>

1時間まで: 400円

※利用料金は集金袋に入れて利用日ごとにお支払ください。

1.1 利用者負担額 (保育料等)

(1) 特定教育・保育施設に係る利用者負担 (以下、「保育料」といいます。)

当園において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」(以下、「市条例」といいます。)により定める保育料をお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときはその月の保育料を市条例の規定により計算した額を和光市に支払うものとします。(この計算で10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。)

(2) 延長保育料

延長保育を利用したときは、別表1に定める延長保育料を負担していただきます。(毎月のお支払いについては、別途ご案内します。)

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)のほか、保育の提供に要する実費については、別表2に定める費用を負担していただきます。(毎月のお支払いについては、別途ご案内します。)

1 2 保育料等の支払

(1) 保育料の支払

保育料は、保育を利用した月の末日までに、納付書払い又は口座振替により和光市にお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の末日までにお支払いください。

イ 月の途中で保育を利用しなくなったとき

保育を利用しなくなった月の翌月の末日までにお支払いください。

(2) 保育料未納への対応について

保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を、指定された納期までに支払わないときは、和光市が支払の督促を行い、督促してもなお支払われないときは、和光市が子ども・子育て支援法附則第6条の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

(3) 延長保育料及びその他の実費等の支払

延長保育料は月初めに、前月分を集金袋にて請求致します。

その他実費等は、その都度集金袋をお配り致します。

1 3 利用の終了に関する事項

当園は、園児が満6歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。ただし、園児又は保護者が、次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4 嘱託医（連携医療機関）

当園の嘱託医（連携医療機関）は、次のとおりです。

(1) 内科、外科

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | はねだクリニック |
| 所在地 | 朝霞市根岸台6丁目8-35 |
| 電話番号 | 048-469-2139 |

(2) 歯科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 中野歯科医院 |
| 所在地 | 和光市新倉2丁目26-7 |
| 電話番号 | 048-461-7866 |

15 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告

保育の提供中に、園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、**保護者は当園に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。(報告には、この説明書末尾の「保護者からの連絡事項」をお使いください。)**

16 損害賠償

当園の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、保護者に対する損害賠償に充てるため、下記の保険に加入しています。

公益社団法人 全国私立保育園連盟

児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

施設賠償責任 保険金額 身体 1事故 10億円 1人 10億円

生産物賠償責任 保険金額 身体 1事故 10億円 1人 10億円 対物 1,000万円

(2) 傷害保険

死亡・後遺障害 205万円

入院 1,950円/日 通院 1,300円/日

17 個人情報情報の取扱い

(1) 当園の守秘義務

当園は、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「市基準条例」という。）の規定及び当園が定める運営規程に従い、個人情報情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

市基準条例の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、事業者は保護者に対して事前に文書で個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報を用いることができるものとします。

当園での個人データの利用

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー・フック・くつ箱等)や個人で使用する物品(連絡簿・帽子等)に名前や写真を掲示します。
- ・園内の壁装飾とし当番表・誕生表・園児作品等には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札に氏名を、園便りやクラス便り(保護者様への配布物)に、氏名、写真等を掲示します。
- ・児童票・調査票・健康調査票・就労証明書の提出をお願いしますが、保育業務上必要な目的でのみ使用します。

- ・連絡帳アプリを利用しネット上に連絡情報（写真データ等）をアップロードします。
- ・園生活、園行事等の保育記録として撮影された写真、およびビデオは、写真販売サイト及び保育園ブログにアップロードし保護者様への販売及び、限定公開致します。また、当園にて保管し、使用することもあります。

パンフレットやポスター、ホームページなどでの写真データの利用

- ・当園で撮影した写真データは、当園に関するパンフレット類やポスター類、ホームページなどで使用します。
- ・個人が特定できる個人情報の掲載はおこないません。
- ・保護者様から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は、内容確認の上、速やかに処理を行うものとします。

当園が撮影したビデオデータの利用

- ・運動会、クリスマス会等の園行事を撮影したビデオデータは園児、園児の保護者様、およびその御家族内での閲覧を目的として、園児保護者様に対しデータの公開及び配布を行う場合があります。
- ・公開、配布したデータの情報やコピーの第三者への漏洩は禁止とし、閲覧終了後は、消去または、安全に保管してください。
- ・ビデオデータは、園行事の記録情報として保育園にて安全に保管します。

18 苦情等に関する相談窓口

当園では、市基準条例の規定に基づき、保育サービスの提供に関する苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------|---|-----------------|
| ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長または、主任保育士 ・ご利用時間 8：00～18：00 ・電話番号 048-451-5300 F A X 048-451-5330 ※担当者が不在の場合は、当園にご連絡ください。 | |
| 第三者委員 | 荒川 純一 | 電話番号 [REDACTED] |
| | | 役職・保護司 |
| | 梅田 章子 | 電話番号 [REDACTED] |
| | | 役職・法人監事 |

※ 当園での、上記の他、文書により苦情等をお寄せいただくためには、郵便ポストをご利用ください。

19 非常災害時の対応

| | |
|---------|---|
| 非常時の対応 | 保護者に、電話又は、連絡帳アプリにより、状況により、保護者様携帯電話へのSMS送信により連絡 NTT 災害伝言ダイヤル（171）、（web171）園電話番号にて登録。被害状況によっては、新倉北地域センターへ避難、または、園庭または隣接地に避難テントを設営し避難する |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、月1回以上実施します。 |

20 虐待の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当園は、市基準条例の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対して、いかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当園は、保育の提供中に児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

21 その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当園において保育を利用しようとするときは、当園が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を、当園へ提出します。

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。

エ 当園は、入園手続に必要な書類の不備及び不明な点等がある場合は、関係機関等に確認（照会）を行います。

(2) 事業所への告知

保育を実施する上で特に配慮を必要とするときは、保護者は、園児の生育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に対し事前に告知してください。

(告知には、この説明書末尾の保護者からの連絡事項をお使いください。)

(3) 事業所が保育を行わないとき

当園では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

(4) 不正行為への対応

当園では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、施設型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

別表1

○延長保育料

| 認定区分 | 年齢 | 利用形態 | 利用時間帯別料金 | | | |
|------------|----------|------|-----------|-------------|--------|--------|
| | | | 保育短時間 | | | |
| | | | | | 保育標準時間 | |
| | | | 7:00~8:30 | 16:30~18:00 | ~18:30 | ~19:00 |
| 3号認定 | 0歳児クラス | 日額 | 700円(月額) | | 300円 | 600円 |
| | | 月額 | | | 3,000円 | 4,000円 |
| | 1・2歳児クラス | 日額 | 700円(月額) | | 250円 | 500円 |
| | | 月額 | | | 2,500円 | 3,500円 |
| 2号認定 | 3歳児 | 日額 | 540円(月額) | | 200円 | 400円 |
| | | 月額 | | | 2,000円 | 3,000円 |
| | 4歳以上児 | 日額 | 470円(月額) | | 200円 | 400円 |
| | | 月額 | | | 2,000円 | 3,000円 |
| 18時以降の軽食提供 | | | あり | | | |

※平日 19:00 時、土曜 18:00 時を過ぎたときは、超過料金がかかります。

別表2

○特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|----------------------|--------------------------|-------------------------|
| 遠足に係る費用 | 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費） | 300~3000円 |
| ぶどう狩りに係る費用 | | 700~1500円 |
| さつま芋堀に係る費用 | | 400~600円 |
| おはようブック・シール カラー帽子 | 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費） | 650円 970円 |
| 写真代 | 購入希望者のみ | 実費 |
| 給食費（3~5歳児） | 食材料費 | 7,500円/月 振込手数料 10円/回 |

当園において保育の提供を開始するに当たり、保護者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

所在地 和光市新倉 5-9-92
 事業所 名称 社会福祉法人 白百合会 ハレルヤ保育園
 説明者 (職・氏名) _____ 印

私は、本書面に基づいてハレルヤ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意します。

また、本書面に定められた事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

園児氏名

印 (園児との続柄)

令和5年3月1日作成

保護者から保育園への連絡（告知）事項①

※「10 提供する保育等の内容」の「(3) 食事の提供」関係

◎食物アレルギー、体質に合わない食材等についてご記入ください

保護者から保育園への連絡（告知）事項②

※「15 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告」関係

○緊急連絡先

(第1)

氏名 _____ (園児との関係) _____
住所 _____
電話 _____ (携帯電話) _____

(第2)

氏名 _____ (園児との関係) _____
住所 _____
電話 _____ (携帯電話) _____

○かかりつけ医等

(第1)

医療機関名 _____ (主治医) _____
住所 _____
電話番号 _____
備考 _____

(第2)

医療機関名 _____ (主治医) _____
住所 _____
電話番号 _____
備考 _____

保護者から保育園への連絡（告知）事項③

※「21 その他留意事項」の「(2) 告知・報告」関係

◎園児の生育歴、家庭環境、健康状態等について、保育園に告知・報告しておくべき事項
をご記入ください。